定期監査結果の公表について

令和3年11月17日

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 榎 本 義 輝

監查委員告示第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施した結果 を、以下のとおり公表する。

記

実施期日 令和3年11月16日(火)

令和3年11月17日(水)

関係者立会人 瑞穂町会計管理者 吉野 久

監査の目的 令和3年度一般会計、特別会計及び下水道事業会計の

事務事業執行状況が適正かつ効率的に行われているか

監査を実施。

監査の対象 全課(局・館)の所掌する財務及び事務

監查方法

各課(局・館)より事前に提出された調査票に基づき、所掌する財務 及び事務事業の執行状況について下記のとおりヒアリング調査を実施し た。

11月16日(火)

監査時間	主管課	監査時間	主管課
8:52~ 9:30	環境課	13:05~13:45	学校教育課
9:30~ 9:55	住 民 課	13:48~14:33	教育指導課
10:20~11:05	税務課	14:35~15:07	社会教育課
11:05~11:30	地域課	15:20~15:50	図 書館
11:30~12:00	会 計 課	15:57~16:50	福祉課

11月17日(水)

監査時間	主管課	監査時間	主管課
8:45~ 9:30	高齢者福祉課	13:00~13:40	秘書広報課
9:30~10:00	子育て応援課	13:40~14:00	管 財 課
10:15~10:50	健 康 課	14:10~14:55	総務課
10:50~11:35	企 画 課	15:00~16:00	都市計画課
11:35~12:00	議会事務局	16:00~16:33	建設課
		16:35~17:05	産業課

監 査 結 果

令和3年度一般会計、特別会計及び下水道事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施した結果、各課の所掌する事項については、適正かつ効率的に行われており、良好な執行及び管理がなされていると判断した。

主な事業を概観する。まず、最重要課題と位置付けられた新型コロナウイルス感染症対策である。ワクチン接種が比較的迅速に進んだ結果、町内の1月当たりの新規患者数は、本年8月の147名をピークに減少に転じている。町内の医療機関や東京都などと協力して接種体制を構築し、集団接種に加え、訪問及び休日・夜間接種など住民のニーズに沿った対応により接種を進めてきたことを評価したい。今後も柔軟に接種等

を進め、感染収束と地域社会の平常化を図っていただきたい。

地域公共交通に関しては、10月からコミュニティバスの実証実験運行が開始された。公共交通の充実が望まれていた瑞穂町にとって、明るい報せとなったと考える。運行開始をゴールとすることなく、利用状況や利用者からの要望を十分に検討した上で、本格運行に際しては持続可能な交通ネットワークに発展することを望む。

産業関係では、今後10年間の町の産業の方向性を示す瑞穂町産業振興ビジョン及び工業振興計画の改定作業が行われている。また、改定に伴い6月から7月にかけて、アンケートが実施され、町の事業者の現状や事業者を取り巻く環境を把握されたと認識している。コロナ禍を通じて、経営方針の転換を迫られる事業者も多いのではないかと推測する。また、翌年に控えた大型商業施設の閉店により、今後、住民の消費活動に大きな変化があると予想する。今回のビジョン等の改定が、これからのアフターコロナ、経済正常化のきっかけとなり、地域経済の活性化に繋がることを期待する。

図書館改修事業については、2年ぶりに住民参加型ワークショップが 開催され、今後の配架方法について検討がなされている。また、本年は 追加の工事が発生したとのことだが、残りの工期も工事を着実に進め、 臨時図書室で住民サービスを維持しながら、来年3月中のリニューアル オープンを無事に迎えられることを期待する。また、誰でも使いやすく、 安全で、親しみやすい施設となり、町民の交流と探求心を育む空間にな ることを望む。

最後に、コロナ禍は町財政にも大きな影響を及ぼしており、町は3年 ぶりに交付団体となっている。不確実かつ前例のない社会情勢は承知の ところだが、自主財源の創出と確保に努めるとともに、各種施策の優先 順位付けと効率的な執行に向けて創意工夫を重ねて行うことが求められ ている。今後も住民が安心して生活ができるよう行政サービスが提供さ れることを望む。